

平成29年度普通会計決算認定特別委員会

平成30年10月16日（火）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

西沢委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、県土整備部関係の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

島田委員

総括的説明を頂いたときに、収入未済額について質問させていただきました。

今回、県土整備部でも収入未済額及び不納欠損額がございます。

一般会計決算額で収入未済額が約8億円ありますが、一般会計全体の収入未済額が23億8,716万円余りのうちの約8億円ですから3割超えての収入未済額であります。それについての認識をお伺いしたいと思います。

榎本県土整備政策課長

県土整備部の収入未済額についての御質問を頂きました。

県土整備部の収入未済額は、一般会計で御紹介ございましたが8億2,830万323円となっており、その主なものについては2件の重点収入未済額でございます。

まず一つ目、用地対策課の特定事業移転促進資金貸付金でございます。

これにつきましては、昭和58年に田宮川の河川改修工事に掛かった主に自動車部品を手掛ける金属加工会社が徳島市国府町の自社所有地に移転した際に、環境問題により地元で大きな反対運動が起こり再移転を余儀なくされたため、その資金として平成8年度に貸し付けたもので、その未償還額が5億3,822万7,428円となっております。

もう一つ大きなところでは、住宅課の県営住宅の家賃滞納等に係るもので、こちらが2億4,071万7,703円となっております。

このうち、特定事業移転促進資金貸付金につきましては昨年度500万円を回収しまして、専門家とも相談しながら毎年償還可能な範囲内で最大限の納付を求めている状況でございます。

債務者の経営状況を引き続き注視しつつ会社訪問等を行い、納付額の増額も含めた折衝を重ねまして更なる回収に努めているところでございます。

もう一つ県営住宅の家賃滞納につきましても昨年度は平成28年度と比較して、600万円ほど滞納額を削減しております。

滞納者に対しましては、電話、文書による督促や呼出し、それから戸別訪問などの指導を行うとともに平成20年度からは住宅課の職員と住宅供給公社の職員による夜間の訪問督促を行っております。

また、悪質な滞納者に対しては、家屋の明渡しや家賃の支払の請求訴訟を提起しているところでございます。

この収入未済額対策につきましては県民負担の公平性，歳入確保の観点からも重要と認識しております。県土整備部におきましては，この収入未済額の削減に向けまして全庁的にあります未収金対策委員会についても，情報の共有，弁護士への相談，それから民間の債権回収会社であるサービサーへの委託，それから先ほど言いました法的措置などあらゆる手段による取組を進めているところであります。

収入未済額につきましては発生させない，増やさせないということが重要でありますので，適正な事務執行や債権管理に努め今後も更なる削減に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

島田委員

今の答弁で用地対策課のほうはなかなか難しいが順序良くやって減らしていくような努力をしていただきたいと思います。

住宅課の分で約2億4,000万円ありますが，この詳細や内訳は分かりますか。

森住宅課長

県営住宅の住宅使用料における，収入未済額2億4,071万7,703円の内訳でございます。

県営住宅使用料としまして2億3,641万9,703円が県営住宅の使用料，借上公共賃貸住宅使用料につきまして429万8,000円となっております。

島田委員

県営住宅の使用料が約2億3,000万円あるということですが，これについては今後どういう取組でいこうと思っているのか教えてください。

森住宅課長

県営住宅の収入未済額でございますが，国の公営住宅の入居基準もございまして，本県の県営住宅の入居者につきましては所得月額が15万8,000円以下の低額所得者層に対しまして貸し出している現状でございます。本県の県営住宅の約8割の入居者が収入分位で下から10%の低額所得者ということになっておりまして，滞納が発生しやすい状況となっております。

このため，県営住宅の家賃の未収を減らすためには，月々発生する家賃を早め早めに対処し，確実に徴収して新たに未納が発生することがないように，過去に発生した滞納家賃の回収に努めるということが必要と認識しております。

具体的に入居者に対しましては，1か月以上の滞納者に対する電話や文書による督促，それから3か月以上の滞納者に対する催告書の送付や，連帯保証人に関しましては，滞納者への納付指導の依頼，6か月以上で滞納者，連帯保証人に対する呼出し，事情聴取と納付指導も行ってまいります。呼出しの指導に応じないような滞納者につきましては訪問の指導ということもやってございます。

特に平成24年度からは，1か月以上の初期滞納者につきましては文書による納付指導等を強化して徴収率の向上に努めているところでございます。

また，高額滞納者には法的措置を前提とした指導を行っておりまして，平成29年度に

つきましては滞納額25万円以上の滞納者15名について、連帯保証人も含めて呼出しを行いました。この指導に従わない場合は、家賃の支払及び家屋の明渡しを求める訴訟を行っており、平成29年度は3件提訴いたしました。

また、高額滞納者の指導強化をするために、平成30年度からは高額滞納者の基準額を25万円以上から15万円以上に引き下げて、徳島県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱を改正しまして、平成30年4月1日から施行してございます。

平成30年度はまだ訴訟を行っておりませんが、高額滞納者の指導につきましては7月末現在で滞納者53名をリストアップしており、順次指導しながら従わない悪質なケースは提訴を行うという姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

さらに、滞納家賃の減少には短期滞納者に対する家賃徴収の強化が重要であるということで、平成20年度から県職員と住宅供給公社の職員により夜間督促を実施しております。

平成29年度は計5回で延べ685戸に対して実施いたしました。

平成30年度は第1回を4月からとし年度内に合計6回予定してございます。これらの取組の結果、平成16年度以降増え続けていた累積の収入未済額について、平成20年度をピークに9年連続で減少しており、平成29年度は前年度に比べ約614万円を減少することができました。

今後とも滞納者に対する指導督促を強化し、新たな滞納者の発生を防止するとともに、高額滞納者につきましては訴訟を前提にした納付指導を実施するなど徴収強化に努めてまいりたいと考えております。

島田委員

コメントは後で一緒にさせていただきます。

次に不納欠損額が500万円余りありますが、これについて件数や個々でどれくらいの金額があるのか詳細を教えてくださいと思います。

森住宅課長

不納欠損額についての御質問でございます。

不納欠損額につきましては民法で定める時効期間がございまして、使用料が5年、損害金については10年を超過した賃貸住宅使用料債権のうち債務者本人や連帯保証人の死亡、長期に及ぶ居所の不明等により事実上回収が不納となっている債権は公正な会計処理の観点からも対応が求められております。

平成29年度におきましては、県営住宅を退去後5年以上を経過した方のうち名義人及びその連帯保証人の死亡等により、事実上回収が困難と判断された6名の家賃500万7,738円につきまして、権利の放棄に関する議会の議決を頂きまして欠損処分を行ったところでございます。

島田委員

500万円余りについて件数は何件だったか。

森住宅課長

6件、6名の家賃についてでございます。

島田委員

6名ということは、単純に割りましたら1人90万円ぐらい、県営住宅の家賃が3万円ぐらいということは、もう3年以上経過しているわけです。

もちろん何回も御答弁ありましたが、いろいろ督促とかやられても3年以上分家賃を払ってないというのは民間ではありえない話で、こういったことが長くなれば長くなるほど回収が不可能になってきますし、先ほど死亡とか連帯保証人がいらっしゃると言っていました。結局そういった連帯保証人から家賃徴収できるのか、やっているのか。本来民間との比較でいくと低所得者が借りやすい家賃で住めるというメリットが県営住宅にはあると思う。

実は、新婚のときに家内と初めて住んだのが羽ノ浦の県営住宅でございまして、それで助かったわけです。団体職員になって給料が少なかったのも、そのときにやっぱり家賃が安いおかげで、普通民間だと5万円ぐらい掛かるところが1万円台で住まわしてもらって、結局3年か4年間で結構な貯金ができるわけです。そうなったら次のステップという話になっていくので、払わない人が出てくると、そういう前向きな感じの人たち、払っている人が馬鹿を見るみたいな世界になってくる。そこら辺、なかなか低所得者がいるので、審査で厳しくというのができないかも知れませんが、徴収に対しては先ほどの未収もありますから欠損額みたいに毎年毎年出てくるはずなんです。ですから収入未済額をできるだけ減らしていくということ、これからしっかりまた取り組んでいただけたらと思いますので要望して終わります。

山西委員

1点だけお尋ねします。

応急仮設住宅用地確保調査費で、平成29年度予算の558万3,000円でございますが、時系列で申し上げますと私が平成27年9月議会の県土整備委員会で、国から南海トラフ巨大地震が発生した際に、徳島県内で7万200戸の仮設住宅が必要だと示されており準備が整っているのかという指摘をさせていただいた。

当時、用地の確保は24%にとどまっております約1万7,200戸だった。その1年後、平成28年9月の防災対策特別委員会で改めて質問させていただいたときには6万5,000戸分確保したということで、おおむね達成したということでありました。

しかし、熊本地震でも農地に仮設住宅を建てて大雨のときに床上浸水の被害を受けたり、東日本大震災では学校のグラウンドに建設して、その後、学校の体育の授業等に差し障りが出たという指摘もございまして、農地や学校が仮設住宅の建設用地としてはなかなか適さない部分も指摘をされてまいりました。

6万5,000戸を確保したということで答弁を頂いたところですが、山奥に仮設住宅を建てたとしても生活には適さないわけで、その確保した中でどれだけ仮設住宅を建てるに適した用地があるのかということが恐らく問題になってきているのだらうと思います。

応急仮設住宅の用地を担当する室が設置されて、今いろいろな取組をなさっているのだらうと思っております。

そこで、お伺いたしますが、現時点において使える用地、使えるであろう用地はどれぐらい確保できているのでしょうか。

福山応急仮設住宅用地対策担当室長

応急仮設住宅用地の確保状況につきまして御質問いただきました。

大規模災害発生直後には住家を失った被災者の生活環境を最優先し、仮設住宅の建設に直ちに取り組む必要があることから、平成29年度より安全で利便性の高い応急仮設住宅用地の確保に取り組んでいるところでございます。

本県におきます応急仮設住宅用地の必要数は、南海トラフ巨大地震及び中央構造線活断層地震の被害想定から最大7万3,000戸相当必要となっており、これに対し現在の確保の状況は、賃貸住宅を借り上げるみなし仮設と合わせ、必要戸数を上回る約7万7,000戸相当の候補地を確保している状況でございます。

委員御質問の直ちに使える所、これは今住宅供給マニュアルに基づいて評価したところ、先ほど委員から御指摘のあった学校用地や津波浸水想定区域の用地など優先度の低い候補地が多く含まれている状況でございます。

そうしたところ、これまで候補地を原則、公共用地としていたものを民有地まで拡大した取組を現在進めているとともに、市町村を交えた応急仮設住宅タスクフォースを本年8月10日に設置し、より安全で利便性の高い用地を選定することや、より快適となる仮設住宅の配置計画の作成を行いまして、発災時において速やかに快適な仮設住宅の供給が可能となるよう取り組んでいるところでございます。

山西委員

現時点で結構ですから、建設用地として使えるであろう面積なり、そこに何戸ぐらい建てられるのかお答えいただけますか。

福山応急仮設住宅用地対策担当室長

先ほど御説明させていただきましたとおり、現在、応急仮設住宅対策タスクフォースを設置いたしまして、市町村とより安全で利便性の高い用地の選定に掛かっております。

現在の状況は、確保戸数は用地として7万戸、それとみなし仮設として7,000戸合わせて7万7,000戸相当の候補地を確保している状況でございます。

山西委員

おっしゃりたいことはよく分かります。7万7,000戸あるから大丈夫と多分言えないと思うんです。

つまり土地が低い農地の部分であったり、学校、あるいは津波の被害を受ける可能性がある用地、これは除かないと駄目だと思うのです。

恐らくそれはもう分かってらっしゃると思うんです。除いたとして、どれくらいですかと私は聞いているのです。それについて明確にお答えください。

福山応急仮設住宅用地対策担当室長

現在7万戸相当の用地を確保してございまして、応急仮設住宅供給マニュアルに基づく評価で約7割相当が優先度の低いものと考えてございます。

山西委員

7割相当は優先度が低いということは3割ぐらいは使える、それを聞いたかったのです。責めるつもりはないのですが、非常にこの問題は大変だと思います。これは担当課といってもなかなか用地の確保が非常に難しいということは私もよく分かります。

しかし、これだけ南海トラフ巨大地震がいつ起こるのか分からない状況の中で、スピード感を持って、しっかりと用地の確保をしていくということが大事だと私は言いたかったのです。

今使える用地が3割ぐらいで7割ぐらいがなかなか適さないという御答弁でございましたが、8月にタスクフォースを立ち上げて、そして市町村の職員も巻き込んで様々な用地を選定しているという答弁でありましたけれども、一体全体これいつまで調査を続けるのか、その辺り状況をお答えいただきたいと思えます。

福山応急仮設住宅用地対策担当室長

いつまでにどのような候補地を見つけていくのかという御質問を頂きました。

現在のところ先ほども申しましたように、原則、公共用地としていたものを、民有地で7万3,000戸相当の必要戸数というのは、かなり大きい数字と認識しております。

それで民有地のほうに取組を進めておるところでございしますが、やはりいろいろ市町村との連携を進めていきながら、かなり時間が必要となっていることは確かでございます。

このタスクフォースを通じてできるだけスピード感を持って、確保に努めてまいりたいと考えております。

山西委員

民有地も難しいという御答弁を頂いた。

正に試行錯誤されてるのだと想像しますが難しいと思えます。時間が必要だということも御答弁いただきました。と言うならば、私は同時進行で、その用地の確保、現在のやり方で進めるのも大事ですが、違う角度からも考えていかないと恐らく時間がないと思うのです。これ相当スピード感と危機感を持ってやらないといけないと思っております。

例えばですが、その用地についても、県内市町村をまたいで広域で確保するというのも一つですし、あるいは徳島県を越えて県外に対しても必要であれば用地の確保をお願いしていくという方法もいよいよ考えていかなければならないのではないかと思います。

私が一番初めに指摘したのが平成27年ですから3年たってます。これは時間的な問題を考えたら余り悠長なこと言ってもらえない。だから、いろいろな方法を考えないといけないと思えますが、その点感想でも御所見でもお伺いしたいと思えます。

福山応急仮設住宅用地対策担当室長

応急仮設住宅用地の地域間連携について御質問を頂きました。

熊本県、愛媛県の被災地調査を行いましたところ、住民の利便性などの観点から仮設住

宅の建設箇所は、お住まいの地域にできるだけ近い場所に建設することが望まれている状況が分かりました。

また、徳島県内の市町村におきましても、仮設住宅の建設箇所については地域コミュニティ内での建設が望まれている状況でございます。こうしたことを踏まえ、まずはそれぞれの市町村において、応急仮設住宅用地の必要戸数をそれぞれの市町村で全て確保できるようにしっかりと新たな候補地の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

山西委員

もちろん近い所が良いのですよ。おっしゃるとおり僕だって近い所が良いですよ。だけど、それでできないという想定もしないといけないと思う。そこは逃げたら駄目だと思います。しっかりと県民に対しても、ここまで頑張ったが、ここから無理だということも発信をしていかなければいけないと思います。

そこで、僕は今申し上げた県外という話もありますが、近所が望ましいですよ、仮設住宅を建設するのは今住んでいる近所が。しかし、それができないということになれば、やっぱり県民の皆様方に事前に理解を得た上で、いろいろな方法を早く考えていかなければいけないという趣旨で申し上げているところであります。

その中で、みなし仮設、いわゆる民間の空きアパートを借りるということももちろん一つです。だからそういうことも同時進行で取り組んでいかなければならないと思いますし、行政が民有地を借りたいと言ってもなかなか賛同を得られないということのも大変良く分かります。個人の財産ですから。しかし、例えば、手挙げ方式という県民の方から自ら手を上げていただくという方法も考えていかなければという気が私はしております。

私は、様々な可能性を考えて全て同時進行で、取り得る策は全部取るという気構えで臨んでほしいと思っておりますが、最後これ以上詰めませんが思いをお聞かせいただきたい。

北川県土整備部副部長

気構えというところでございます。

熊本県、愛媛県というお話を室長からさせていただきました。

室長も愛媛県にこの7月豪雨の後、すぐさま現地に赴きまして仮設住宅を目の当たりにして、やはり近くで住みたいというのが住民の方の御意見でございました。そういったことで市町村の中でまとめればということで今進めているところでございます。

しかし、現実を見れば、例えばエリアのほとんどが津波に当たるといったところを考えますと、山西委員のおっしゃるような地域一つのエリアとしては非常に考えなければいけないといったところでございます。

山西委員から言っていただきました、あらゆる方法を同時進行でということは、非常に重く受け止めております。あらゆる方法で取り組んでいきますので気構えといいますか、しっかりと頑張りますのでどうぞよろしく願いいたします。

山西委員

用地については頑張りますということで副部長にお答え頂きましたので、ここで終えますが、関連して資機材、上物です。

以前、私が質問させていただいたのは平成28年9月の防災対策特別委員会で上物についても質問させていただきました。

当時、一般社団法人プレハブ建築協会から約2万戸を徳島県に入れていただく、木造が3,000戸、みなし仮設が7,200戸で計3万200戸は確保できた。しかしながら7万戸弱には4万戸足りないとのことですが、この上物についてどれくらい確保できたか進捗状況をお答えいただけますか。

森住宅課長

仮設住宅の住宅戸数がどれだけ確保できているかというお話でございます。

御存じのとおり、南海トラフ巨大地震の被害想定では7万200戸が必要、中央構造線活断層地震の被害想定では3万5,300戸が必要と出てきております。

その中で、応急仮設住宅の供給につきましては、現在、一般社団法人木材建設事業協会とも協定を結んでおりまして、一般社団法人プレハブ建築協会につきましては四国4県で4万5,000戸、一般社団法人木材建設事業協会では3,000戸の供給が可能ということになってございます。

また、みなし仮設住宅につきましては南海トラフ巨大地震で民間の賃貸住宅が6,000戸、公営住宅が1,200戸の計7,200戸でございます。中央構造線の場合につきましては、民間が1万1,000戸、公営住宅が1,200戸の計1万2,200戸を県内で確保できる見込みとなっております。

今の状況で言うと南海トラフ巨大地震の場合、仮設住宅の供給可能戸数が3万7,900戸が確保できる見込みとなっており、過不足につきましては3万2,300戸という状況でございます。

山西委員

御努力をされて、この数というのは目標数にまだ少し足りませんが、縮まったかなと思います。引き続きスピード感を持って、用地もそうですが上物のほうも是非お願いしたいと思います。

山田委員

私からも、数点質問したいと思います。

危機管理部で西沢委員長がかなり大きな質問をした関係もありまして、私も、まず聞きたいのですが、防災・減災というのが非常にこれからの大きな課題になってくる。実は会派の中でも県土整備部の平成29年度決算の中で防災・減災の割合は一体どれぐらいなのかという議論があったんです。

恐らく、そんな簡単な数字ではないし、款・項・目・節の仕訳というのは分かった上で質問しているのですが、大体の状況についてお示しいただきたいのと、例年横ばいなのか上向きなのかも含めて傾向をまず教えてください。

榎本県土整備政策課長

防災・減災に対する決算の額という御質問を頂きました。

県土整備部におきまして、防災・減災に資する事業ということで、防災対策特別委員会において計上させていただいております。

平成30年度当初予算では約256億円になります。ただ、予算としてはこういう計上の仕方をしてますが、先ほども御紹介いただきましたように決算につきましては地方自治法施行規則におきまして、歳入歳出決算調書の様式というものが定められておりまして、その集計方法は委員がお話しいただきました、款・項・目・節ごとに集計するというものになってございまして、御質問いただきました防災・減災という分野における集計については、データとして持ち合わせていないというのが実情でございます。

そうした上で大体どのぐらいかというお話でございますが、参考ということで防災対策特別委員会に計上している予算額を県土整備部全体の予算額と比べますと約4割となっておりますので、決算ベースにおいても同じような傾向ということで4割程度が防災・減災に充てられていると考えております。

傾向というお話がございました。これについても過去何年か見てみましたが、おおむね4割程度で推移しているという状況でございます。

山田委員

県土整備部の予算の中で約4割が防災・減災に関連する予算という状況で傾向として横ばいと、しかし、これからはいろいろな施策はありますが、やはり防災・減災対策というのは非常に大きなウエイトを持つものだと思うので、特に県土整備部はハード面がかなり大きな比重を占めるわけですが、そこについて具体的にいろいろ見ていきたいと思えます。

その面で、平成29年度主要施策の成果に関する説明書の中で、木造住宅耐震化促進事業ということであるわけですが、平成29年度についてどういう実績があったかお伺いします。

森住宅課長

木造住宅の耐震化につきまして御質問いただきました。

切迫する南海トラフ巨大地震や日本最大級の中央構造線活断層を持つ本県としましては、住宅の耐震化をはじめとする事前防災・減災対策が喫緊の課題であると認識してございます。

本県では、平成16年度に木造住宅の耐震化促進事業を創設しまして、これまでの本格的な耐震改修、リフォームと合わせて実施する簡易な耐震化、それから耐震シェルターの設置支援など支援制度の充実や、耐震基準が強化されたいわゆる新耐震基準の以前の住宅にまで助成対象を拡大するなど、全国に先駆けましてより安心な利用しやすい制度へと進化してまいりました。

昨年度につきましては、耐震診断から工事へ切れ目なくつなげるために補強計画と概算見積り提示を同時に行う補強計画の作成を支援する制度を創設し、耐震改修の実績として過去最高の392戸となっております。

山田委員

392戸という報告でありました。しかし、全体から見たらまだまだ少ないわけで、特に私自身が聞いておきたいのは、昨年6月の防災対策特別委員会でこの木造住宅の耐震化について、耐震化が不十分な木造住宅の耐震化の促進で県民ニーズの100%という目標だけではなく、新たに平成32年度までにフォローアップ実施戸数ということで1万5,000戸を設定されたという状況が報告されています。

これについて直近の数字で言えばどういう推移になっているのかということと、平成32年度の1万5,000戸の目標というのは実現可能な数ということで見ているのかという点についてもお答えください。

森住宅課長

昨年7月に公表しました中央構造線・活断層地震に関する被害想定で、建物の耐震化率を100%に高めることにより想定される死者を9割減少させることが可能ということで、これを踏まえて昨年11月定例会におきまして大規模地震を迎え撃つ、全国初の震災に強い社会づくり条例を改正しまして、建物の耐震化の加速について明確な方向性を位置付けたところでございます。

この条例を具現化するということで、1万5,000戸を含めて本格改修について補助率を3分の2から5分の4に引き上げるとともに、発生時の火災予防対策ということで、感震ブレーカーの設置による県独自の支援も組み合わせまして、補助限度額を60万円から110万円へと大幅に引き上げる全国トップクラスの支援制度を拡充し、耐震改修の予算コストについても750戸ということで確保してございます。

こういった地道な活動でございますが、数を増やしていくということで、今後の耐震化に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

私自身もその報告どおり本当に素晴らしいと思うし、全国規模から見ても遜色ないような取組になっているということですが、今年度の上半期、前年度と比べてどういう状況にあるのかについてもお答えいただけますか。

森住宅課長

今年度9月末時点の数字でございます。

9月末時点で本格改修につきましては、昨年度9月末時点の116%、212戸の申込みが現在ではございます。

今の申込み状況としましては数市町で80%以上ございますので、今後とも各市町の要望に応えられるよう続けてまいりたいと考えております。

山田委員

これは委員会等で引き続き聞いていきたいと思っております。

最後に、徳島県交通網整備利用促進基金の問題です。

私自身も過去にこれを聞いて、地方創生対策特別委員会で聞かないとと思いつつしばらく聞けてないので、この今年度の状況そして取組の特徴、端的で結構ですから御報告い

ただけますか。

久米運輸政策課長

徳島県交通網整備利用促進基金についての御質問でございますが、この基金は平成26年に道路整備利用促進基金として20億円を積み立てて設置いたしました。

その後、平成27年から道路以外にも交通ネットワークを形成するというところで、陸・海・空の各分野にも活用できるように改正されております。

今年度、5月末での残高は47億257万円余りという形になっております。

昨年度の実績でございますが、緊急地方道路整備事業費あるいは国直轄の事業費負担金等6億70万円余りの充当がされている状況でございます。

山田委員

今年度は国直轄事業の負担金にも充当したということ、以前はしてない時期もあり、いろいろばらつきがある。しかし、これで陸・海・空の交通網の整備に当たるということが求められてきたわけですが、そこをしっかりと文字どおり県民の皆さんが要望する所へしてほしいという点が1点。

やはり、公共事業の在り方も、これからは先ほど防災・減災について少し話しましたが大規模で不要不急な事業は見直して、地に足の着いた方向へ公共事業の中身も変えていかないといけないと思っております。そういう立場で引き続き委員会でも議論していきたいと思っております。

元木副委員長

何点か質問させていただきたいと思っております。

緊急輸送道路整備事業51億2,623万6,000円で決算が上がっておりますが、この緊急輸送道路と一般道路との違いについて教えていただきたいということと、99か所ということですが、橋りょうの耐震補強工事の件数あるいは他にどういった事業を行われたのかということについても教えていただけたらと思っております。

土井道路整備課長

緊急輸送道路整備事業について御質問いただきました。

どういった事業に充当しているかということでございますが、橋りょうについては耐震化、斜面の落石危険箇所の落石対策、道路のバイパスや拡幅事業に充当してございます。

元木副委員長

橋りょう修繕費における橋桁の修繕等についても予算計上がなされておりますが、この事業とのすみ分けというのはどういった形でなされておられるのか。

森野道路整備課強靱化・安全対策担当室長

橋りょう修繕費と緊急輸送道路整備事業との違いについて御質問いただきました。

主に橋りょう修繕費につきましては、軽微な橋りょうの修繕の事業を計上しております。

て、割と規模の大きなものについて緊急輸送道路整備事業で対応しているところでございます。

元木副委員長

道路事業で緊急地方道路整備事業 8 億184万2,000円、道路局部改良事業8,603万8,000円ということですが、これについてはどういった内容なのかももう少し具体的に教えていただけたらと思います。

1 件当たりの工事の金額が3,000万円ぐらいで、緊急輸送道路整備事業のほうが5,000万円ということですが、業者のランクとしてはどの程度の業者がこの事業を実施なさったのかという点について分かれば教えていただけたらと思います。

西沢委員長

小休いたします。（13時50分）

西沢委員長

再開いたします。（13時51分）

徳永建設管理課長

格付の金額の話を頂きました。

土木一式工事ですと 5 段階の特A・A・B・C・Dと分かれています。下から言いますとDが1,000万円未満の工事、Cが2,000万円未満、Bが5,000万円未満、Aが2億円未満、特Aは上限なしというランクの発注になってございます。

元木副委員長

なぜこういった質問をさせていただいたかと言いますと、最近公共事業も減少傾向にありまして、災害等があれば私の地元、県西部の地すべりのあった箇所等に予算がついておるわけですが、それ以外の箇所については、なかなか安定した事業が営めなくて廃業をされる小規模な業者も出ていると認識をしております。

そういう中で小さい事業者であっても、いざという時のためにも安定して事業が継続できるような入札制度なり、仕組みを作っていただいて、そういったことにも配慮した中での事業展開を図っていただきたいとお話をさせていただいたところでございます。

市町村の財政状況も緩やかに持ち直しておりますが、やはりそれほど豊かな状況ではないということで、市町村道につきましてもたくさん要望を頂いておりますが、なかなか事業が実施できず、工事の件数も減って仕事がなくなっている事業者もあると伺っておるところでございます。

県においては今、担い手対策ということで建設業現場で働く若い方々の育成もされておると伺っておりますが、こういった方がこれからも長く活躍できる場を作っていくのも一つの県の役割なのではないかと感じておるところでございます。その建設業の担い手育成について、昨年度予算でどういった取組をなさったのかという点についてもお伺いさせていただきます。

徳永建設管理課長

建設業の担い手確保について、こういった取組をしたのかという御質問を頂きました。

建設産業は地域経済また雇用も支える本県の基幹産業であり、災害時には地元の応急復旧活動を実施していただくなど地域を支えるなくてはならない産業であります。

そういった建設産業の担い手は現在高齢化がかなり進んでおります。若年者の入職が少ないといった状況にあります。

私どもとしては、まず担い手確保という意味で、これから将来を担う子供たちに建設産業の魅力を発信するという事で、小学生を対象にアシストスーツを使ってカッコいい仕事であることを見ていただくなど、そういった出前講座をやっております。

また高校生や大学生には、実際の現場を見ていただいて、ものづくりを少し場合によっては体感していただくといったことで、建設産業への興味を持っていただく、将来建設産業に入ってみようと思っただけのような取組をやっております。

また、建設産業に入ってから、その技術向上、技能アップのための取組、国家資格を取るための支援ですとか、そういった取組を今やっているところでございます。

元木副委員長

カッコいい、イメージアップということでございました。

県においても新3Kということで、カッコいい、快適な、希望の持てるということでございますが、これに加えてやはり工夫をして、そしてまた感動を生むような現場にしていきたい。新しい5Kと言いますか、これまでのキツイ、汚い、給料が安いといったイメージから脱却し、少しでも若い方が建設業界に参入していただいて県外への流出に少しでも歯止めが掛かりますような取組を進めていきたいと要望させていただきたいと思っております。

あと、地元でも少し課題になっております老朽危険空き家の対策でございますが、この老朽空き家等除却支援事業につきましても154件で1,399万8,000円の補助金を交付されたということでございますが、県全体での老朽危険空き家の実態がこういった状況であり、そして県として今後こういった方針でこの対策を進めていかれるのかお伺いをさせていただきます。

森住宅課長

老朽危険空き家について御質問いただきました。

総務省の統計局が実施しました平成25年度の住宅土地統計調査によりますと、本県におけます住宅総数は36万4,900戸ございまして、その内の利用の予定がない空き家につきましましては3万6,000戸という状況になってございます。

住宅総数における割合といたしましては9.9%ということで、全国平均の5.3%に比べるとちょっと高く、全国でも4番目の高さであるというところでございます。

平成20年度から平成25年度にかけて、その割合が2ポイント増えるという増加傾向にございます。

空き家の増加につきましては、地域活動の低下、建物の倒壊、放火や空き巣など防災面

の問題もございます。ごみの不法投棄や悪臭，害虫の発生など環境や衛生面の問題，外観の破損などの景観面など様々な問題が懸念されてございます。

このような空き家への対策としまして，老朽化した空き家の除却に要した費用につきまして市町村が補助しておるところでございます。

国からは補助を行った市町村に対して，除却に要した費用の5分の2，市町村が交付した補助額の2分の1を限度とした補助を行いまして，財政負担の軽減を図ってございます。

県からは老朽危険空き家等の除却支援事業としまして，空き家等の除却1件に当たり，市町村が交付した補助額の4分の1の20万円を上限としまして市町村に補助を行い，更なる財政負担の軽減を図っております。

平成29年度の実績としましては，22市町村の154件に対しまして1,399万8,000円の補助を行ったところでございます。

今後とも老朽化した危険空き家の除却等につきまして，防災等の向上を図るために市町村との連携を強化しながら空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

元木副委員長

御承知のとおり，近年は私の地元もそうでございますが，高齢化，核家族化が進みまして，大きな木造住宅に高齢者のみの世帯というのが増えており，これからますます空き家率も高まっていく可能性もあろうかと思えます。

またライフスタイルの変化によりまして，若い方々が新たに建てられる住宅もコンパクトなものに変容して，そしてまたアパートやマンションもこれからまた増えてこようかと思えます。

こういった時代のすう勢を的確に捉えながら，この空き家問題が少しでも前進いたしますよう皆様方の御協力をお願い申し上げまして，質問を終わらせていただきます。

西沢委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，県土整備部関係の審査を終わります。

これをもって，本日の委員会を閉会いたします。（14時01分）